

## 10. 新型積立定期預金規定

### 1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日の1か月前までは自由に預入れができます。
- (2) この預金の預入れは1回10,000円以上とし、原則として毎月口座振替の方法により預入れるものとします。
- (3) この預金は、口座振替のほか現金、小切手その他の証券により当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。この場合は、必ずこの通帳を持参して下さい。

### 2. (預金の種類・期間等)

- (1) この預金は、満期日から遡って6か月ごとに利息計算日を定め、この利息計算日に期間が1か月超の積立金をとりまとめ、スーパー定期預金(6か月もの)に自動継続します。
- (2) この預金は、契約日から満期日までの期間を3年とし、この間上記(1)の元利金によるとりまとめ継続を6か月ごとに繰り返します。

### 3. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) この預金は、通帳記載の満期日以前に積立金の一部を支払うことができます。(以後一部解約という)

### 4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から利息計算日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当金庫所定の預金利率によって計算します。その利息計算日において、預入日または前回の利息計算日からの期間に応じた当金庫所定の預金利率によって、利息を計算のうえ元金に組入れます。
  - ① 1か月以上3か月未満……………スーパー定期預金の適用利率
  - ② 3か月以上6か月未満……………スーパー定期預金の適用利率
  - ③ 6か月……………スーパー定期預金の適用利率
- (2) この預金の利息は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は変更日以後に預入れられる金額については、その預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以降の利息計算日)から適用します。
- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約または一部解約する場合、および預金・積金共通規定第8条第3項の規定により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息をに組入れたときは最後の利息計算日)から解約日・一部解約日の前日までの日数について、解約日・一部解約日における普通預金の利率で計算します。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。  
またこの預金には、本規定のほか、別途「預金・積金共通規定」が適用されるものとします。

以上